

答申保第49号
平成27年6月24日
(諮問保第58号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成25年7月12日付けで、「平成〇年〇月〇日、開示請求者（私）が〇〇病院に「移送」「措置入院」した事案に関する鹿児島県警察が保有する公文書中の開示請求者（私）に関する情報」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成25年8月2日付け鹿生企第297号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成25年10月4日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 「決裁」欄の印影について

(イ) 本来、何故に警察官に通報されなければならなかったのであろうか。通報した「届出人」による越権行為であり、公権による恣意的な介入であると私は判断する。

(ロ) 本事件発生から約〇年が経過しており、役職も部長以上になっている者の印影については、開示が妥当と判断する。

イ 「事件名」欄の一部について

開示するにあたり、「事務事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがある」との事由により不開示決定となった。しかしながら、ここにいう「おそれ」とは、あくまで抽象的であり、具体的蓋然性を伴わない。したがって、この「おそれ」は予見不可能である。よって、不開示事由に該当せず、開示が妥当と判断する。

ウ 「受理者氏名」欄の一部について

「〇〇」巡査長と推定可能である。本事件発生以前、異議申立人本人の自宅に事案処理に訪問したとき、警察手帳を申立人に提示したことにより「〇〇」と氏名が判明した。この事実により、事件発生時に「〇〇」巡査長が臨場していたことから、該当者本人が特定された。なおかつ、臨場したうちの警官中で責任者階級であり、「受理者氏名」欄には、この場合、責任者たる同巡査長が該当する。先の警察手帳提示にて氏名を知り得たことは慣行によるものと判断する。したがって、「了知」とされる事実（「受理者氏名」）は、開示が妥当である。

エ 「届出人」欄の一部について

(ア) この「届出」は越権行為である。かつ、その行為の結果私本人に「権利の侵害」を及ぼした。よってこの「届出人」欄の開示決定には重大な瑕疵が認められる。したがって、「公益性」の面からも「開示」という判断が妥当である。

(イ) 〇〇病院の関係者であると推定可能である。法人代表者情報と推定する。さしあたって事務局長の「〇〇」か。受付事務員の「〇〇」,「〇〇」,「〇〇」,「〇〇」又は「〇〇」か。該当者を特定可能である。やはりは、理事長の「〇〇」か。院長の「〇〇」か。

(ウ) 届出人について、「生命・身体・財産の侵害」は予想されない。私が不正な手段を以って報復に及んだ場合を「予想」したのであろうが、私には、そのような意思は毫もない。

オ 「目撃者等関係人」欄の一部について

(ア) 私は一切、当該個人にたいして権利の「不正な侵害」を行う意思はない。したがっていかなる侵害も推認されることはない。よって開示されることに一切の事由が介入する隙はない。

(イ) 私は当該個人情報を悪用する意思はない。むしろ、私の無実の帰責を晴らすべく、個人情報を公益性を維持することを主たる目的としつつ、開示請求するのである。私、当方としても個人情報を適切に取扱うことを前提としたうえで「開示」を求める。

カ 「事件の端緒」、「事件の概要」及び「応急処理の状況」欄の一部について

「本人による報復行為のおそれがあり、公共の安全の維持に支障を及ぼす。」、「事務事業の本質を損なうおそれがある。」、「業務上文書記載の際の簡略化のおそれがあり、業務に支障を及ぼす。」、「たとえ本人の情報であっても、それを開示することにより、本人に影響を及ぼすおそれがある。」との不開示事由の該当性については、各々そのいずれについても、あくまで抽象的な「おそれ」に留まり、具体的な蓋然性を呈しないことにより、予見は不可能である。

キ 「応急処理者」欄の一部について

「〇〇巡査長」, 「〇〇」さん（警察官）は当方が把握している「了知」の個人情報なので、その部分については開示しても支障はないと判断する。

ク 措置入院決定の処分は非常に重い処分である。そして、その一方で仮にこの鑑定結果が虚偽であると判明したならば、その事件の関係者にも瑕疵が認められ、帰責がある。

ケ 「病院・医療機関」「保健所」「〇〇」との秘密議の情報提携を知った後、「不当な侵害」と看做し、「第三者」に対して本人の同意を得ることなくして情報提携を行ったとして、3者に抗議した。彼らが「正当な理由なくして」情報提携を取ったのであるから、正当な抗議である。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

平成〇年〇月〇日、審査請求人が〇〇病院に「移送」「措置入院」した事案に関する応急事件処理簿中の審査請求人に関する情報

(2) 一部開示決定の理由

ア 「決裁」欄の印影（警部又は同相当職以上の職員を除く。）、「受理者氏名」欄の一部及び「応急処理者」欄の一部

鹿児島県警察においては、氏名を慣行として公にしている警察職員の範囲を警部又は同相当職以上の警察職員としており、不開示とした印影及び氏名は、警部補又は同相当職以下の職にある警察官であることから、条例第13条第2号（第三者に関する情報）に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 「届出人」欄の一部及び「目撃者等関係人」欄の一部

(㍑) 開示請求者以外の第三者情報であり、条例第13条第2号（第三者に関する情報）に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(㍒) 開示することにより、開示請求者以外の第三者に対する生命、身体、財産の侵害が予想されることから、条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）に該当する。

(㍓) 開示することにより当事者間のみならず、県民との信頼関係が損なわれ、保護事案の通報がなされなくなるなど、事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号（事務又は事業に関する情報）に該当するものとして不開示とした。

ウ 「事件の端緒」欄の一部

- (ク) 開示請求者以外の第三者からの通報が端緒となることから、条例第13条第2号(第三者に関する情報)に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。
- (ケ) 開示することにより、開示請求者において病院関係者が通報したものと解され、病院又は病院関係者に対する生命・身体・財産の侵害が推認されることから、条例第13条第5号(公共の安全等に関する情報)に該当するものとして、不開示とした。
- (コ) 開示することにより、当事者間のみならず、県民との信頼関係が損なわれ、保護事案の通報がなされなくなるなど、事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号(事務又は事業に関する情報)に該当するものとして、不開示とした。

エ 「事件の概要」欄の一部及び「応急処理の状況」欄の一部

- (ク) 開示請求者以外の第三者に係る情報が記載されており、条例第13条第2号(第三者に関する情報)に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。
- (ケ) 開示することにより、開示請求者において病院関係者が通報したものと解され、病院又は病院関係者に対する生命・身体・財産の侵害が推認されることから条例第13条第5号(公共の安全等に関する情報)に該当するものとして、不開示とした。
- (コ) 通報を受けた警察は、事案を処理するにあたって、関係機関等との連携が必要であり、開示することにより、関係機関等との信頼関係が損なわれ、事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号(事務又は事業に関する情報)に該当するものとして不開示とした。

オ 「事件名」欄の一部

通報を受けた警察は、事案を処理するにあたって、関係機関等との連携が必要であり、開示することにより、関係機関等との信頼関係が損なわれ、事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号(事務又は事業に関する情報)に該当するものとして不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年10月16日	諮問を受けた。
平成25年11月6日	諮問実施機関から処分理由説明書を受理した。
11月11日	審査請求人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成26年1月9日	審査請求人から意見書を受理した。

2月24日	審査請求人から参考資料を受理した。
2月27日	審査請求人から参考資料を受理した。
12月10日	審査請求人から意見書を受理した。
平成27年2月5日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取)
6月17日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

実施機関は、これらのうち「決裁」欄の印影(警部又は同相当職以上の職員を除く。), 「受理者氏名」欄の一部及び「応急処理者」欄の氏名(以下「本件不開示情報1」という。)を条例第13条第2号, 「届出人」欄の一部及び「目撃者等関係人」欄の一部(以下「本件不開示情報2」という。)並びに「事件の端緒」欄の一部, 「事件の概要」欄の一部及び「応急処理の状況」欄の一部(以下「本件不開示情報3」という。)を条例第13条第2号, 第5号及び第7号, 「事件名」欄の一部(以下「本件不開示情報4」という。)を条例第13条第7号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとしている。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号, 第5号又は第7号の不開示情報に該当するかどうかについて検討する。

イ 条例第13条第2号(第三者に関する情報)該当性について

(ア) 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名, 生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの

(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」, 「イ 人の生命, 健康, 生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」, 「ウ

当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 本件不開示情報1の条例第13条第2号該当性

本件不開示情報1は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当する。

本件不開示情報1について、鹿児島県警察においては、公表している事実は認められない。

また、審査請求人は、「了知」と認められる事実については「開示」が妥当であると主張しているが、本件不開示情報1について、本人が知ることができた事情があったとしても、それが個別的な事情にとどまる限り、条例第13条第2号ただし書アの「慣行として」には当たらないと解されており、仮に、本人が本件不開示情報1を「了知」しているとしても、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されているとは認められない。

よって、同号ただし書アには該当しないものと認められ、同号ただし書イに該当すべき事情も見当たらない。

さらに、同号ただし書ウが公務員の職及び職務遂行の内容に関する情報について適用される場所、本件不開示情報1がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、本件不開示情報1を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 本件不開示情報2の条例第13条第2号該当性

本件不開示情報2は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当する。

また、これらの情報は、公務員以外のものであって、法令等の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書アに該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、これらの情報を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報2は、条例第13条第2号に該当すると認められるので、同条例第5号及び第7号該当性については判断するまでもない。

ウ 条例第13条第7号（事務又は事業に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第7号

条例第13条第7号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

(イ) 本件不開示情報3及び4の条例第13条第7号該当性

対象保有個人情報である応急事件処理簿は、警察官が通報等に基づき現場に臨場し、処理した内容について記録するものであることから、条例第13条第7号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

また、本件応急事件処理簿は、審査請求人が〇〇病院に措置入院した事案に関するものである。

措置入院とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。）第29条第1項に基づく入院形態であり、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められた精神障害者を都道府県知事の権限により強制的に入院させるものである。

措置入院につながるような事件についての通報が、一般市民から警察に対してなされた場合、通報を受けた警察は、保健所等と連携しながら処理にあたり、当該事件の対象者が措置入院に該当する場合は、その手続きに移行することになる。

本人の同意なくその者を入院させる措置入院の性質上、審査請求人以外の第三者が通報した事実や、警察が聴取した内容を巡って、当該事件の対象者が、記載内容の真偽や詳細等確かめるために、関係者や関係機関に対して、日常生活に影響を及ぼすような追及を行う可能性がある。

本件不開示情報3及び4を開示することにより、一般市民が警察への通報をためらうことなどが予想され、また、関係者及び関係機関との信頼関係が損なわれ、今後関係者及び関係機関の協力を得られなくなるなど、当該事務若しくは将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を条例第13条第7号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報3は、条例第13条第7号に該当すると認められるので、同条第2号及び第5号該当性については判断するまでもない。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。